

岐阜県公報

第 百 九 十 一 号

令 和 三 年 四 月 二 日

(金曜日)

目 次

告 示

- 保安林に指定する予定である旨の通知 (治 山 課) 二三七
- 保安林の解除をしようとする旨の通知 (同) 二三八
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知 (同) 二三八

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数 (選挙管理委員会) 二三九
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定 (同) 二四〇
- 施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更 (同) 二四〇

公 示

- 土地改良事業計画の変更認可 (農地整備課) 二四〇
- 土地改良区役員の退任及び就任 (中濃農林事務所) 二四一

告 示

岐阜県告示第百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和三年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字栃洞西ケ緩二三三二九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字栃洞西ケ緩二三三二九の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市高鷲町西洞字木洞三六六七の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

令和三年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 解除予定保安林の所在場所

郡上市高鷲町西洞字木洞三六六七の八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

郡上市八幡町河鹿字松ヶ棚四九九、五〇〇の一、字長樽五〇一の一、五〇一の二、字大洞山五〇三の一、五〇三の二、五〇四、大和町内ヶ谷字棚元一〇九の一、字出会一一九の二、一一九の九、一一九の一〇、一一九の一四、一一九の二七、一一九の三〇、一一九の四〇、一一九の九六、一一九の一〇七、一一九の一〇八、一一九の一七、一一〇の二、一一〇の三、一一〇の六から一一〇の八まで、一一〇の一七、一一〇の三一、一一〇の三三、一一〇の五五、一一〇の六四、一一〇の六七、一一〇の八二から一一〇の八四まで、一一〇の八六、一一〇の二〇一

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和三年四月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

- 1 令和 3 年 3 月 1 日現在において選挙人名簿に登録されている者の総数
1,663,046人
- 2 総数の50分の 1 の数
33,261人
- 3 総数の 3 分の 1 の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と40万に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数）
307,881人
- 4 岐阜県議会議員の各選挙区別の総数及び 3 分の 1 の数

選 挙 区 名	総 数 (人)	3 分 の 1 の 数 (人)
岐 阜 市	338,026	112,676
大 垣 市	146,786	48,929
高 山 市	74,000	24,667
多 治 見 市	92,086	30,696
関 市 ・ 美 濃 市	89,089	29,697
丹 波 川 市	64,253	21,418
旗 浪 市	30,916	10,306
羽 島 市	55,677	18,559
恵 那 市	41,355	13,785
美 濃 加 茂 市	42,610	14,204
土 岐 市	47,578	15,860
各 務 原 市	120,961	40,321
可 児 市	94,297	31,433
山 県 市	22,407	7,469
瑞 穂 市	43,097	14,366
飛 騨 市	20,234	6,745
本 巣 市	42,683	14,228
郡 上 市	34,330	11,444
下 呂 市	26,791	8,931
海 津 市	28,592	9,531

羽 島 郡	39,316	13,106
機 老 郡	23,770	7,924
不 破 郡	27,941	9,314
安 八 郡	19,710	6,570
揖 斐 郡	55,755	18,585
加 茂 郡	40,786	13,596

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨を公示する。

令和三年四月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名	称	所	在	地
医療法人社団登豊会 設仙寿なごみ野	介護老人保健施	岐阜市則武東4—2—6		

岐阜県選挙管理委員会告示第三十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨を公示する。

令和三年四月二日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変	更	後	変	更	前
身体障害者支援施設	はなみずき苑	身体障害者療護施設	はなみずき苑		
医療法人大樹	老人保健施設大樹	医療法人社団大誠会	老人保健施設大樹		
社会福祉法人フエニックス	ケアハウスたんらん	社会福祉法人暖家	ケアハウスたんらん		
社会医療法人緑峰会	養南病院	医療法人社団緑峰会	養南病院		
医療法人社団信輪会	介護老人保健施設輪之内ビラ	医療法人社団信輪会	老人保健施設輪之内ビラ		

公 示

。土地改良事業計画の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を認可したので、同条第十一項の規定により公示する。

令和三年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

施 行 者 名	施行に係る地区名	認可年月日
高原土地改良区	高原地区	令和 三・ 三・二五

。土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規定により公示する。

令和三年四月二日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区	退任年月日	役名氏	名住	所
-------	-------	-----	----	---

土地改良区	令和 二・三・三	理事	柴山幸雄	関市巾二丁目	一八番地
-------	----------	----	------	--------	------

就任した役員

土地改良区	就任年月日	役名氏	名住	所
-------	-------	-----	----	---

土地改良区	令和 三・三・九	理事	後藤信一	関市赤渕	二二番地
-------	----------	----	------	------	------

令和三年四月二日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社